

令和8年度

提出期限 3月16日

## 町民税・県民税申告の手引き 杉戸町

本年も町民税・県民税の申告の時期となりました。この申告は、町民税・県民税および国民健康保険税などの賦課資料となるだけでなく、所得証明や児童手当、公営住宅入居等の申請のための基礎資料となります。

皆様には何かとご繁忙の折とは存じますが、この手引きをお読みになり、前年中（令和7年1月1日から令和7年12月31日まで）の所得内容を申告期限（3月16日）までに申告してくださるようお願いいたします。所得がない人も記載していただく欄があります。

提出は、同封の返信用封筒をご利用ください。

令和8年1月

## \*…申告書は次の人にお送りしています…\*

- ①令和7年度町民税・県民税申告書を提出された人  
②町民税・県民税申告書の郵送を希望された人など

## 町民税・県民税申告書を提出する必要がない人

- \* 令和7年分の所得税の確定申告書を提出する（した）人  
税務署に提出の確定申告書に基づき町民税・県民税を計算します。あらためて杉戸町に町民税・県民税申告書を提出する必要はありません。
- \* 令和7年中の収入が給与または公的年金等のみで、年末調整済の源泉徴収票に各種控除が記載されていて、追加する控除はなく、すべての勤務先や年金支払者から杉戸町に支払報告書が提出されている人
- \* 令和7年中に転出・死亡した人

## (ご注意)

\* 町民税・県民税申告書を提出されても、所得税の確定申告書を提出したことにはなりません。所得税の還付を受ける場合には、住所地を所管する税務署（杉戸町に住所のある人は春日部税務署）に確定申告書を提出する必要があります。

\* 町民税・県民税申告期間中の会場（別紙日程表で確認してください）に限り、簡易な確定申告書であれば申告の相談ができます。

## 町民税・県民税申告に関するお問合せ

お問合せ先

杉戸町税務課

0480-33-1111 代表  
町民税担当 内線 242・243・436

## 確定申告に関するお問合せ

春日部税務署

048-733-2111  
(自動音声案内で「1」)

## ■申告するときに必要なもの

- 申告書
- 個人番号（マイナンバー）および身元確認ができるもの  
※詳細は別紙日程表の裏面をご覧ください。
- 令和7年中の収入・所得がわかるもの
  - \*事業所得（営業、農業）および不動産所得は、収支内訳書など
  - \*給与または公的年金等は、（2か所以上から支払いを受けていれば支払者ごとの）源泉徴収票  
〔遺族年金、障害年金、雇用保険（失業保険）は収入に含まれません〕
- 医療費控除を受ける人は、医療費控除の明細書（前年中に支払った医療費を、医療を受けた人ごと、医療機関ごとに集計済のもの）
- 社会保険料（国民健康保険、国民年金など）、生命保険料、地震保険料、寄附金等の控除を受ける人は、控除証明書や領収書など
- 勤労学生控除は学生証、障害者控除は障害者手帳など
- 国外居住親族の扶養控除を申告する人は、親族関係書類および送金関係書類

- \*各種控除を受けるには、証明書や領収書、手帳等の添付または提示が必要です。  
これらがないと控除を受けられなくなりますので、ご注意ください。  
\*扶養親族などは、申告書に忘れずに記載してください。記載がないと控除を受けられない場合があります。  
\*提出していただいた書類等の返却は行っていません。郵送するときは、コピーしたものをお送りください。

## ■所得がなかった人の記入方法

申告書 裏面「16 前年（令和7年）中所得のなかった人の記入欄」の当てはまる項目にご記入ください。

申告書の裏面にあり  
16 前年（令和7年）中所得のなかった人の記入欄

1. 右記の者の扶養又は仕送りで生活	住 所	あなたとの続柄
2. 病 気 療 養	病 名	
3. 学 生	学校名	学 年
4. 生 活 保 護	年 月 日	~ 年 月 日
5. 遺族・福祉年金等	年金名	給付額 円
6. 雇用（失業）保険	年 月 日	~ 年 月 日
7. そ の 他		

## 《記入例》

- ・誰かに扶養されていた、援助を受けて生活していた場合  
⇒ 1.に扶養（援助）してくれた人のことを記入  
(父に扶養されていた場合は父のことを記入)
- ・遺族年金や障害年金のみの収入があった場合  
⇒ 5.にもらっていた年金名などを記入
- ・預貯金や借入金などで生活していた場合  
⇒ 7.に「預貯金をとりくずして生活していた」などを記入

この手引きは、一般的な事項について説明しています。地方税法等の改正により内容が変わることがあります。

裏面もお読みください

## ●給与の所得計算表

給与等の収入金額の合計（A）	給与所得の金額
~ 650,999 円	0 円
651,000 円 ~ 1,899,999 円	A - 650,000 円
1,900,000 円 ~ 3,599,999 円	A ÷ 4 = B (千円未満の端数切捨て)
3,600,000 円 ~ 6,599,999 円	B × 2.8 - 80,000 円
6,600,000 円 ~ 8,499,999 円	A × 0.9 - 1,100,000 円
8,500,000 円 ~	A - 1,950,000 円

## 所得金額調整控除

- ①給与等の収入金額が850万円を超える人で次のいずれかに該当する場合
- ・本人が特別障害者
  - ・特別障害者である同一生計配偶者がいる
  - ・特別障害者である扶養親族がいる
  - ・23歳未満の扶養親族がいる
- ◆所得金額調整控除 = 〈給与等の収入金額（上限1,000万円） - 850万円〉 × 10%
- ②給与所得および公的年金等に係る雑所得があり、その合計額が10万円を超える場合
- ◆所得金額調整控除 = 給与所得（上限10万円）+公的年金等に係る雑所得（上限10万円）- 10万円
- ※①の適用がある場合は、その適用後の金額から差し引きます。

## ●公的年金等の所得計算表

区分	公的年金等の収入金額（A）	公的年金等以外の所得の合計所得が		
		1,000万円以下	1,000万円超2,000万円以下	2,000万円超
65歳未満 (昭和36年1月2日以降に生まれた人)	~ 1,299,999 円	A - 600,000 円	A - 500,000 円	A - 400,000 円
	1,300,000 円 ~ 4,099,999 円	A × 0.75 - 275,000 円	A × 0.75 - 175,000 円	A × 0.75 - 75,000 円
	4,100,000 円 ~ 7,699,999 円	A × 0.85 - 685,000 円	A × 0.85 - 585,000 円	A × 0.85 - 485,000 円
	7,700,000 円 ~ 9,999,999 円	A × 0.95 - 1,455,000 円	A × 0.95 - 1,355,000 円	A × 0.95 - 1,255,000 円
65歳以上 (昭和36年1月1日以前に生まれた人)	10,000,000 円以上	A - 1,955,000 円	A - 1,855,000 円	A - 1,755,000 円
	~ 3,299,999 円	A - 1,100,000 円	A - 1,000,000 円	A - 900,000 円
	3,300,000 円 ~ 4,099,999 円	A × 0.75 - 275,000 円	A × 0.75 - 175,000 円	A × 0.75 - 75,000 円
	4,100,000 円 ~ 7,699,999 円	A × 0.85 - 685,000 円	A × 0.85 - 585,000 円	A × 0.85 - 485,000 円
以前に生まれた人	7,700,000 円 ~ 9,999,999 円	A × 0.95 - 1,455,000 円	A × 0.95 - 1,355,000 円	A × 0.95 - 1,255,000 円
	10,000,000 円以上	A - 1,955,000 円	A - 1,855,000 円	A - 1,755,000 円

※1円未満の端数切捨てとする。

※計算結果がマイナスになるときは、所得0円とする。

## 《令和8年度町民税・県民税の主な改正点等》

- 給与所得控除の見直し  
給与所得控除について、55万円の最低保障額を65万円に引き上げます。
- 扶養親族等に係る所得要件の引き上げ  
・同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額要件を58万円以下に引き上げます。  
・ひとり親の生計を一にする子の総所得金額等の合計額の要件を58万円以下に引き上げます。  
・勤労学生の合計所得金額要件を85万円以下に引き上げます。
- 19歳以上23歳未満の親族等の特別控除の創設  
生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族（配偶者、青色事業専従者として給与の支払いを受ける人及び白色事業専従者を除くものとし、合計所得金額が58万円超123万円以下であるものに限る）を有する場合の、新たな控除（特定親族特別控除）が創設されます。
- 令和8年度申告分（令和7年分の所得申告分）から、スマートフォンまたはパソコンから、マイナンバーカードを利用して、町民税・県民税の申告手続きが開始されます。詳しくは町のホームページをご覧ください。

### 3・4 所得から差し引かれる金額に関する事項

控除額は、提出していただいた添付書類などをもとに税務課で計算しますので、未記入のまま提出していただいてかまいません。ただし、⑯～㉔の欄は該当する場合、必ず記入してください。

添付書類の提出漏れや扶養親族の記載漏れにご注意ください。

(町民税・県民税と所得税の控除額は異なります。)

種類	要件	控除額	
⑬ 社会保険料控除	国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料など	支払った合計金額	
⑭ 小規模企業共済等掛金控除	小規模共済掛金、確定拠出型年金、心身障害者扶養共済掛金など	支払った合計金額	
<b>添付書類</b> 領収書、納付確認書、控除証明書など			
⑮ 生命保険料控除	前年中に生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料を支払った場合	(別表1)	
⑯ 地震保険料控除	前年中に地震保険料又は旧長期損害保険料を支払った場合	(別表2)	
<b>添付書類</b> 保険会社が発行する控除証明書			
⑯の添付書類については、年末調整ですべて控除を受けていて、源泉徴収票にその控除が記載されている場合は、源泉徴収票があればよい			
次の控除に該当する場合は、申告書に記載してください。記載漏れや添付書類がないと控除が適用されない場合がありますのでご注意ください			
⑰ 寡婦控除	夫と死別・離婚した後に再婚していない人、夫が生死不明などの人で、扶養親族があり、合計所得金額が500万円以下の	26万円	
	夫と死別（離婚は該当しない）して再婚していない人、夫が生死不明などの人で、合計所得金額500万円以下の		
⑯ ひとり親控除	婚姻の有無や性別に関わらず、総所得金額等が58万円以下の生計を一にする子（他の人の同一生計配偶者または扶養親族になっている人を除く）がある人で、かつ合計所得金額が500万円以下である単身者	30万円	
⑰と⑯のいずれも、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいる場合は対象外			
⑲ 勤労学生控除	合計所得金額が85万円以下で、そのうち給与所得等以外の所得が10万円以下の学生 <b>添付書類</b> 学生証	26万円	
⑳ 障害者控除	障害者：身体障害者手帳3級～6級、療育手帳B、福祉手帳2級～3級など	26万円	
	特別障害者：身体障害者手帳1級・2級、療育手帳A・Ⓐ、福祉手帳1級、障害者控除対象者認定書にて特別障害者の認定を受けた人	30万円	
	同居特別障害者：特別障害者のうち、申告者本人又は申告者と生計を一にする親族と同居の人 <b>添付書類</b> 障害者手帳、障害者控除対象者認定書	53万円	
㉑ 配偶者（特別）控除	配偶者の合計所得金額が133万円以下の場合（申告者本人の合計所得金額が1,000万円以上の人には、配偶者の合計所得金額が58万円以下）	(別表3)	
㉓ 扶養控除	16歳未満の扶養親族も町民税・県民税に関係するため、必ず記入する		
	一般の扶養親族（16歳以上19歳未満、23歳以上70歳未満）	33万円	
	特定扶養親族（19歳以上23歳未満の扶養親族）	45万円	
	老人扶養親族（70歳以上の扶養親族）	38万円	
	同居老親等扶養親族	45万円	
㉔ 特定親族特別控除	生計を一にする19歳以上23歳未満の親族等で、合計所得金額が58万円を超える123万円以下の人	(別表4)	
㉑～㉔は、他の人の同一生計配偶者または扶養親族になっている人を除く 国外に居住している親族については添付資料が必要			
<b>添付書類</b> 親族関係書類、留学ビザ等書類、送金関係書類または38万円送金書類			
㉕ 基礎控除	合計所得金額2,500万円以下の人 全てに適用される	合計所得金額	基礎控除
		2,400万円以下	43万円
		2,400万円超2,450万円以下	29万円
		2,450万円超2,500万円以下	15万円
㉖ 雜損控除	災害や盗難などで資産に損害を受けた場合 ①損害額-保険金などにより補填される額-（総所得等の合計金額×10%） ②災害関連支出額-5万円 <b>添付書類</b> 証明書、領収書	①か②の多い方の金額	
㉗ 医療費控除	本人または生計を一にする親族のために医療費を支払った場合 控除額：支払った医療費-保険金などの補填金-（総所得等の合計金額×5%）と「10万円」のいずれか少ない金額 <b>添付書類</b> 医療費控除の明細書など	左記で計算した金額	
㉘ 医療費控除	セルフメディケーション税制の適用を受ける場合 控除額：支払った額-保険金などの補填金-1万2千円 <b>添付書類</b> 一定の取組（特定健診など）を行った証明およびセルフメディケーション税制の明細書	左記で計算した金額	

# 申告書の書き方 《記載例》

## 《必ず記入してください》

令和8年1月1日現在の住所、氏名、個人番号（マイナンバー）、電話番号、  
生年月日などを記入してください。

## 令和 8 年度 町民税・県民税申告書

令和 8 年度 町民税・県民税申告書

## 1 収入金額等

事業	営業等ア	販売業、製造業、サービス業、保険外交員、集金人、大工など
農業	業イ	農業物の生産、果樹の栽培、農家が兼営する家畜の飼育など
不動産	ウ	地代、家賃、土地や家屋の権利金など
<b>添付書類</b> 収支内訳書、支払調書		
収支内訳書を添付できない人は、申告書裏面「7営業等・農業・不動産所得に関する事項」にも記入		
利子	子エ	源泉分離課税以外の利子収入 <b>添付書類</b> 利子の明細
配当	才	株式の配当金、出資の配当金、剩余金の分配金など
<b>添付書類</b> 配当の支払通知書、特定口座年間取引報告書など		
申告書裏面「8配当所得に関する事項」にも記入		
給与	カ	給与、賞与、賃金、俸給、事業専従者としての給与収入など
<b>添付書類</b> 給与所得の源泉徴収票		
日給などの給与で、源泉徴収票がない人は、申告書裏面「6給与所得の内訳」にも記入		
公的年金等	キ	国民年金、厚生年金、共済年金、恩給などの過去の勤務に基づき、支給される年金 <b>添付書類</b> 公的年金等の源泉徴収票
業務	ク	原稿料や講演料、シェアリングエコノミーによる収入など <b>添付書類</b> 支払調書、総収入金額や必要経費のわかるもの
その他	ケ	生命保険契約に基づく個人年金など <b>添付書類</b> 個人年金支払通知書など
ク、ケに該当する人は、申告書裏面「9雑所得（公的年金等以外）に関する事項」にも記入		
総合譲渡の短期・長期、一時に該当する人は、申告書裏面「10総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項」を次の説明にしたがって記入してから、申告書表面へそれぞれ記入		
・総合譲渡 短期…所有期間が5年以下の資産を譲渡したときに生じるもの		
・総合譲渡 長期…所有期間が5年を超える資産を譲渡したときに生じるもの		
・一時…賞金、競馬の払戻金、生命保険金の満期一時金などの一時的収入		
収入金額 - 必要経費 - 特別控除額を計算して、イ、ロ、ハに記入		
<b>添付書類</b> 譲渡の明細、満期返戻金支払通知書、解約返戻金など		
総合譲渡	短期	申告書裏面「10総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項」のイの金額
	長期	申告書裏面「10総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項」のロの金額
一時	シ	申告書裏面「10総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項」のハの金額

## 二 所得金額

事業	営業等 ①	収支内訳書または申告書裏面「7 営業等・農業・不動産所得に関する事項」の所得金額を記入
農業	②	所得金額 = 収入金額 - 必要経費（- 青色申告特別控除額）
不動産	③	
利子	④	所得金額 = 収入金額
配当	⑤	所得金額 = 収入金額 - 必要経費
給与	⑥	この手引きの裏面にある「給与の所得計算表」を参照
雜業	公的年金 ⑦	この手引きの裏面にある「公的年金等の所得計算表」を参照
	業務 ⑧	所得金額 = 収入金額 - 必要経費
	その他 ⑨	所得金額 = 収入金額 - 必要経費
総合譲渡・一時	⑩	申告書裏面「10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項」の二の金額 ニ = イ + [(ロ+ハ) × 1/2]

● (別表1) 生命保険料控除〈控除額算出方法〉

	新契約 (平成 24 年 1 月 1 日以後の契約)	旧契約 (平成 23 年 12 月 31 日以前の契約)
(a)一般生命保険料	新生命保険料	旧生命保険料
(b)個人年金保険料	新個人年金保険料	旧個人年金保険料
(c)介護医療保険料	介護医療保険料	

上表の(a)～(c)をそれぞれ算出する。

新契約（控除額の上限 28,000 円）		旧契約（控除額の上限 35,000 円）	
支払額	控除額	支払額	控除額
12,000 円以下	支払額全額	15,000 円以下	支払額全額
12,000 円超～ 32,000 円	支払額 $\times 1/2 + 6,000$ 円	15,000 円超～ 40,000 円	支払額 $\times 1/2 + 7,500$ 円
32,000 円超～ 56,000 円	支払額 $\times 1/4 + 14,000$ 円	40,000 円超～ 70,000 円	支払額 $\times 1/4 + 17,500$ 円
56,000 円超	一律に 28,000 円	70,000 円超	一律に 35,000 円

り算出した金額の合計額（上限28,000円）。ただし、旧契約のみで28,000円より控除額が大きい場合は、旧契約のみを適用することができます（上限35,000円）。

※支払った保険料などの種類が、(a)～(c)のうち複数ある場合の控除額は、上記により算出した(a)～(c)の控除額を合計した額（上限70,000円）。

## 8. (行)第 2 例: 画一个平行四边形 ABCD, (使 AB=3cm, BC=2cm)

（別表2）地震保険料控除（控除額算出方法）

・支払保険料 50,000 円以下 →支払額の 1/2	・支払保険料 5,000 円以下→支払額全額 ・支払保険料 5,000 円超 15,000 円以下 →支払額 × 1/2 + 2,500 円	①の控除額と②の控除額の合計 (最高 25,000 円)
・支払保険料 50,000 円超 →25,000 円	・支払保険料 15,000 円超→10,000 円	

本 1 フの契約が、上記の表①、②のいずれにも該当する場合には、アリスが 1 フののみに該当するものとして登録料を計算します。

### ● (別表3) 配偶者控除・配偶者特別控除〈控除額算出方法〉

区分	配偶者の合計所得金額	納税者本人の合計所得金額		
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
配偶者控除	58万円以下	配偶者が70歳未満	33万円	22万円
		配偶者が70歳以上	38万円	26万円
配偶者特別控除	58万円超 95万円以下		33万円	22万円
	95万円超 100万円以下		33万円	22万円
	100万円超 105万円以下		31万円	21万円
	105万円超 110万円以下		26万円	18万円
	110万円超 115万円以下		21万円	14万円
	115万円超 120万円以下		16万円	11万円
	120万円超 125万円以下		11万円	8万円
	125万円超 130万円以下		6万円	4万円
	130万円超 122万円以下		2万円	2万円
	122万円超 112万円以下		2万円	1万円